東京農工大学農学部臨床動物試験・研究倫理委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （組織） 第４条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(6)　（略） (7)　府中地区事務部事務長 (8)　（略） ２・３　（略）	本則 （組織） 第４条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(6)　（略） (7)　府中地区事務部事務部長 (8)　（略） ２・３　（略）	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。